

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 28 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	平成 28 年度(あ)第 67 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内から円建てで仕入れ、加工して国内において円建てで販売しており、外貨実需がないことから、当社に為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担となっている。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約について一通りの説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクについて十分に理解できるだけの説明を受けていなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないこと及び財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理 和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年 12 月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの確認等が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 29 年 2 月 17 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	28年度(あ)第113号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害の賠償を求める。 ・当社は、商品を国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社には為替の影響があるような仕入れ取引はほとんどなく、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約は前社長が主導で締結したものだが、前社長は既に死去しており、契約締結に至る経緯は不明である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理 あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年2月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件契約の締結に至る経緯に関する当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上